

地域子育て支援拠点事業届出要領

令和4年（2022年）3月1日
熊本県子ども未来課

社会福祉法（以下「法」という。）第六十九条の規定により地域子育て支援拠点事業の開始、変更及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業（政令指定都市を除く。）

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）

2 提出書類

（1）事業開始時

- ・ 地域子育て支援拠点事業開始届出書（別記第1号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 建物その他の設備の図面（平面図）
- ・ 収支予算書及び事業計画書

（2）届け出た事項に変更が生じた時

- ・ 地域子育て支援拠点事業変更届出書、変更前後表（別記第2号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 建物その他の設備の図面（平面図）
- ・ 収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に
変更が生じた場合

（3）事業廃止（休止）時

- ・ 地域子育て支援拠点事業廃止（休止）届出書（別記第3号様式）

3 届出期限

- ・ 事業開始時・・・・・・・・・・事業を開始した日から1月以内
- ・ 届け出た事項に変更が生じた時・・・変更の日から1月以内
- ・ 事業廃止（休止）時・・・・・・・・・・事業を廃止（休止）した日から1月以内

※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書（任意様式）等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 提出部数

正本1部・副本1部

5 届出先

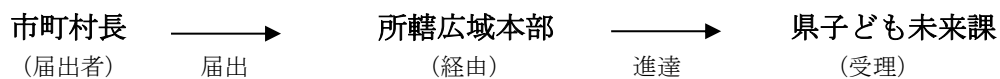
以下のフロー図に従い、事業実施者は市町村長に、市町村長は管轄の広域本部に提出する。

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。ただし、事業実施者の緒事情により市町村長を経由

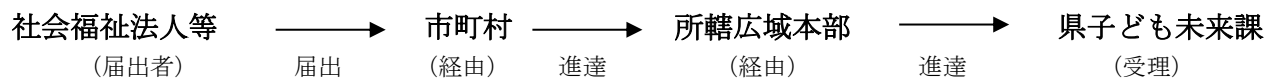
した届け出が困難である場合は、この限りでない。

フロー図

《市町村長が届け出る場合》



《市町村長以外の者が届け出る場合》



6 届出書の受理

県(子ども未来課)で受理した届出書については、原則として受理に関する通知等を行わない。

ただし、事業実施者から申し出があった場合は、受理印を押印した届出書の写しを事業実施者に送付することとする。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止(休止)時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。